第33回

読谷村農業委員会会議録

第33回　読谷村農業委員会総会　議事録

開催年月日	令和８年５月25日（月）
開催時刻	14時00分　開会 15時30分　閉会
開催場所	読谷村役場　３階大会議室
農業委員の出欠状況	出席者10名　　欠席者０名

議席番号	氏名	摘要	議席番号	氏名	摘要
１番	幸喜　敦子	出	６番	棚原　靖	出
２番	知花　竜	出	７番	與久田　一徳	出
３番	伊波　正景	出	８番	山内　一真	出
４番	比嘉　健二	出	９番	真栄田　武	出
５番	儀間　景子	出	10番	比嘉　幸男	出

農地利用最適化推進委員の出欠状況		出席者６名　　欠席者２名	
氏名	摘要	氏名	摘要
津波　宏	出	新垣　勝二	欠
仲村渠　英正	出	比嘉　豊彦	出
知花　徳栄	出	池原　昌邦	欠
比嘉　光雄	出	屋宜　清	出

事務局職員	局長　波平　伸吾　　係長　寺西　正吾

議事日程

日程１　会長諸般の報告
日程２　会議録署名委員の指名について
日程３　会期の決定について
日程４　報告第５号　農地転用許可指令の接受について
日程５　議案第20号　農地法第３条の規定による許可申請について
日程６　議案第21号　農地法第５条の規定による許可申請について
日程７　議案第22号　非農地証明願いについて
日程８　議案第23号　農地利用集積等促進計画（案）に係る意見決定について
日程９　議案第24号「令和７年度最適化活動の目標に対する点検・評価（案）につて」

議長	これより第33回読谷村農業委員会総会を始めます。 ―　日程１　会長諸般の報告　― ―　日程２　会議録署名委員の指名　― ―　日程３　会期の決定について　―
議長	（「異議なし」の声あり）
議長	異議なしと認め、会期は本日１日限りと決定しました。 次に、日程４の報告第５号　農地転用許可指令の接受について、事務局のほうから報告をお願いします。
事務局	２ページ目を御覧ください。 報告第５号　農地転用許可指令の接受について。
議長	これは報告ですので、質疑がなければ進行してよろしいでしょうか。
	（「はい」の声あり）
議長	それでは次に、日程５の議案第20号　農地法第３条の規定による許可申請について議題とします。事務局から提案理由の説明をお願いします。
事務局	３ページ目をお願いします。 議案第20号　農地法第３条の規定による許可申請について。
議長	それでは、農地法第３条の規定による許可申請についての審議に入ります。まず受付番号１番について、現地を確認した委員の御意見からお願いします。豊彦委員どうぞ。
比嘉豊彦 **推進委員**	豊彦です。航空写真の１ページ。申請人は、以前から申請地で耕作をしていて、今回新たに使用貸借権を設定し、引き続き野菜の栽培を計画しています。許可基準適合表もクリアしているので許可相当でお願いします。

議長　現地を確認した比嘉豊彦委員のほうからは、許可基準適合表もクリアし、何ら問題はないということで許可相当の御意見であります。ほかの委員から御質問がありましたらお願いします。

（「進行」の声あり）

議長　ないようですので進行したいと思います。
　では、質疑を終結して採決を行います。
　受付番号１番は許可相当で決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長　異議なしと認め、受付番号１番は許可相当で決定しました。
　次に、受付番号２番について、現地を確認した委員の御意見からお願いします。豊彦委員どうぞ。

比嘉豊彦推進委員　２番行きます。申請人は以前から同じ申請地で耕作をしており、引き続き野菜類の栽培を計画しております。許可基準適合表もクリアしているので、許可相当でお願いします。

議長　現地を確認した比嘉豊彦委員のほうからは、許可相当の御意見であります。ほかの委員から御質問がありましたらお願いします。

（「異議なし」の声あり）

議長　異議なしですので進行します。
　これより採決を行います。
　受付番号２番は許可相当で決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長　異議なしと認め、受付番号２番は許可相当で決定しました。
　次に、受付番号３番について、現地を確認した委員の御意見から

お願いします。山内委員どうぞ。

委員（８番）　山内です。写真の２番です。申請人はほかにもマンゴーやバナナを栽培し、申請地でもまたマンゴーを計画しており、適合表もクリアしているので、許可でお願いします。

議長　現地を確認した山内委員のほうからは、許可相当の御意見であります。ほかに御質問はありますか。

（「進行」の声あり）

議長　進行の声ですので、これより採決を行います。
受付番号３番は、許可相当で決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長　異議なしと認め、受付番号３番は許可相当で決定しました。
次に、日程４の議案第21号　農地法第５条の規定による許可申請について議題とします。事務局から説明をお願いいたします。

事務局　17ページ目をお願いします。
議案第21号　農地法第５条の規定による許可申請について。

議長　ただいま、農地法第５条の規定による許可申請について説明がありました。これより審議に入ります。受付番号１番について、現地を確認した委員の御意見からお願いします。與久田委員どうぞ。

委員（７番）　７番與久田です。写真文は３ページです。申請地は用途地域内にあり、宅地分譲を計画していることから、許可基準適合表もクリアしていますので、許可相当でお願いします。

議長　現地を確認した與久田委員のほうからは、許可相当の御意見であります。ほかに御質問はありますか。

（「進行」の声あり）

議長　進行の声ですので、これより採決を行います。
受付番号１番は、許可相当で進達することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長　異議なしと認め、受付番号１番は許可相当で進達することに決定しました。
次に、受付番号２番について、現地を確認した委員の御意見からお願いします。山内委員どうぞ。

委員（８番）　山内です。写真は３番です。申請地は住宅に囲まれており、建売住宅を計画されていることから、許可基準適合表もクリアしているので問題はないと思います。許可相当でお願いします。

議長　現地を確認した山内委員のほうからは、許可相当の御意見であります。ほかに御質問はありますか。

（「進行」の声あり）

議長　進行の声ですので、質疑を終結して採決を行います。
受付番号２番は、許可相当で進達することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長　異議なしと認め、受付番号２番は許可相当で進達することに決定しました。
次に、受付番号３番について、現地を確認した委員の御意見からお願いします。真栄田委員どうぞ。

委員（９番）　９番真栄田です。５ページを御覧ください。受付番号３番の土地は、住宅地に隣接しており何も問題ありませんが、許可基準適合表

がクリアしておりませんので、不許可でお願いします。

議長　現地を確認した真栄田委員のほうからは、不許可相当の御意見であります。ほかの委員からの御質問がありましたらお願いします。

（「異議なし」の声あり）

議長　異議なしですので、採決を行います。

受付番号３番は、不許可相当で進達することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長　異議なしと認め、受付番号３番は不許可相当で進達することに決定しました。

次に、受付番号４番と５番は関連しておりますので、一括して質疑を行います。それでは現地を確認した委員の御意見からお願いします。真栄田委員どうぞ。

委員（９番）　９番真栄田です。６ページを御覧ください。受付番号４番と５番は、用途地域内にありますが、許可基準適合表がクリアしておりませんので、両方とも不許可でお願いします。

議長　現地を確認した真栄田委員のほうからは、４番と５番については不許可相当の御意見であります。ほかに御質問はありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長　ないようですので、これより採決を行います。

受付番号４番と５番は、不許可相当で進達することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長　異議なしと認め、受付番号４番と５番は不許可相当で進達することに決定しました。

次に、受付番号６番については、事務局のほうから説明をお願いします。

事務局　航空写真７ページをお願いします。申請地は令和元年８月から貸駐車場として無断転用されております。追認による許可申請になります。顛末書も添付され、許可基準適合表もクリアしておりますので、許可相当と思慮します。以上です。

議長　現地を確認した事務局の説明では、許可相当の御意見であります。ほかに御質問はありますか。

（「異議なし」の声あり）

議長　異議なしの声ですので進行します。

これより採決を行います。

受付番号６番は、許可相当で進達することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長　異議なしと認め、受付番号６番は許可相当で進達することに決定しました。

次に、受付番号７番について、これも事務局から説明をお願いします。

事務局　航空写真８ページをお願いします。申請地は用途地域内にあります。隣接する住宅の敷地拡張を計画しています。この住宅というのが、この写真に見える家で、ここの敷地拡張を計画しているということです。許可基準適合表もクリアしていますので、許可相当と思慮します。以上です。

議長　現地を確認した事務局の説明では、許可相当の御意見であります。ほかに御質問はありますか。

（「進行」の声あり）

議長　進行の声ですので、これより採決を行います。
受付番号７番は、許可相当で進達することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長　異議なしと認め、受付番号７番は許可相当で進達することに決定しました。

次に、受付番号８番について、事務局から説明をお願いします。

事務局　航空写真は同じ８ページです。この申請地は、先月同じ申請が出されています。今回は、申請人がＡさんになります、前回はＡさんの旦那さんの申請でした。そうすると、土地の名義が旦那さんになりますので、そうではなくて、Ａさんの名義にしたいということです。そのため、一旦前の申請は取り下げて、新たにＡさんでもう一度同じ内容の申請をしているということになります。許可基準適合表はクリアできていないので、不許可相当になります。以上です。

議長　事務局の説明では、不許可相当の御意見であります。御質問のある方はどうぞ。

（「異議なし」の声あり）

議長　異議なしの声ですので進行します。
これより採決を行います。
受付番号８番は、不許可相当で進達することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長　異議なしと認め、受付番号８番は不許可相当で進達することに決定しました。

次に、日程７の議案第22号　非農地証明願いについて議題とします。事務局から説明をお願いします。

事務局　19ページ目を御覧ください。
議案第22号　非農地証明願いについて。

議長　それでは、非農地証明願いについて、これより審議に入ります。
受付番号１番について、現地を確認した委員の御意見からお願いします。真栄田委員どうぞ。

委員（９番）　９番真栄田です。写真の９ページです。右下の写真御覧ください。左側の木の生えたところが該当地になります。もう小さくて証明相当で何も問題ないかと思います。証明相当でお願いします。

議長　現地を確認した真栄田委員のほうからは、証明相当の御意見であります。ほかに委員からの御質問がありましたらお願いします。

（「異議なし」の声あり）

議長　異議なしの声ですので進行します。
受付番号１番は、証明相当で決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長　異議なしと認め、受付番号１番は証明相当と決定しました。
非農地証明願いに関する現地調査確認書の記載については、事務局に一任することでよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議長　異議なしと認め、事務局に一任することに決定しました。
次に、日程８の議案第23号　農用地利用集積等促進計画（案）に係る意見決定について議題とします。事務局から提案理由の説明をお願いします。

事務局　20ページ目を御覧ください。議案第23号　農用地利用集積等促進計画（案）に係る意見決定について。

事務局　農地活用推進課山田です。22ページを御覧ください。

議長　説明ありがとうございました。本議案は、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第３項の規定に基づき、農業委員会の意見が求められております。

これより質疑を行います。質疑のある方は挙手にてお願いします。

委員（６番）　最後の10番の大久保原、Ｂさんが借りている土地、これは３年となっているのは何で。

事務局　受け手のＢさんのほうから、ちょっと年齢的にも、今76歳の方で、機構の契約としては75歳以上の方は、受け手が75歳以上の場合は、希望があれば３年まで短縮できるというのがありまして、それでＢさんのほうから、今回いつまでやれるか分からないので３年でという希望がありました。

議長　ほかに御質疑ないでしょうか。なければ進行してよろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

議長　では、質疑を終結して、これより採決を行います。

議案第23号　農用地利用集積等促進計画（案）に係る意見決定については、原案どおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長　異議なしと認め、議案第23号は原案どおり決定しました。

次に日程９の議案第24号「令和７年度最適化活動の目標に対する点検・評価（案）」について議題とします。事務局から説明をお願

いいたします。

事務局　24ページ目をお願いします。議案第24号「令和７年度最適化活動の目標に対する点検・評価（案）」について。

事務局　25ページをお願いします。

議長　説明ありがとうございました。
　では、これより質疑を行います。質疑のある方は挙手をしてお願いしたいと思います。

（「進行」の声あり）

議長　進行の声ですので、質疑を終結してこれより採決を行います。
　議案第24号「令和７年度最適化活動の目標に対する点検・評価（案）」については、原案どおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長　異議なしと認め、議案第24号は原案どおり決定しました。
　これをもちまして、日程１から日程９まで全ての審議が終了しました。
　議決事項における議事整理については、会長に一任することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長　異議なしと認め、議決事項における議事整理については会長に一任されました。
　第33回読谷村農業委員会総会が無事終了しましたので、御礼を申し上げます。